

10月定例記者会見 会見録

令和3年（2021年）10月5日（火） 11:00～12:00 庁議室

質疑応答

■「市長と話そう！」オンラインタウンミーティングの開催について

記者A

新型コロナウイルスの影響により、対面の話ができなくなってからもう1年半以上経ち、市長も市民と直接話をする機会というのは、以前に比べて随分減ったと思います。オンラインを使ってもあまり以前と変わらないと思うところと、対面で話をしないと具合が悪いと思うところ両方あったと思いますが、その辺りについて伺います。

市長

オンラインは当然メリットデメリットがあると考えています。例えば、先日も中高生とオンラインでタウンミーティングを実施しました。その時の発言や対話の様子は、これまで実施してきた中高生タウンミーティングと変わらず、むしろ本当に活発な意見がたくさん出ていましたので、オンラインであることのデメリットはほぼ感じませんでした。

一方で私がデメリットを感じるのは、講演関係です。例えば100人程を相手に話している際に、向こう側の反応が見えないとき、対面では大体フロアを歩きながら対話型で話をするのですが、オンラインではそういったことが出来ないのは非常にやりにくいと思っています。

そういった意味で、このオンラインのタウンミーティングは、それほど多くない人数で、全員の顔を見ながら行うことができますので、それほど難しくないのではないかと考えています。

逆に地域を限定せず、あるいは今までなかなか対面でのタウンミーティングに、家事や子育てを理由に今まで参加できなかった皆さんも、もう少しハードルを下げても参加できるという意味では、メリットも非常に大きいのではないかと考えています。今回は、そういうことも含めてオンラインでの開催としました。

■つくば市独自PCR検査について

記者B

10月20日に検査開始ということですが、範囲はいつ頃までを想定しているか伺います。

市長

一旦は第6波を想定していますので、年度内と考えています。

記者B

一人で何回でも受けられるものなのか伺います。

市長

はい、何回でも受けられます。

記者B

利用者の見込み、予算はどれくらいか伺います。

市長

スタート時点では、1日60人を想定しています。ただし、もし希望者がもっと増えるようであれば、その枠を増やしていかななくてはいけないと思っています。予算については、算定中ですが、当座は1日60人の計算でいくと、半年で約2,000万円程です。

記者C

第6波に備えてという話でしたが、緊急事態宣言が解除されて、それに対する市独自の防御策みたいな意味合いはあるのか伺います。

市長

はい、おっしゃる通りです。社会経済活動が活発になる中で、きちんと検査ができる体制というのは必要だろうとずっと考えていました。実際に緊急事態宣言が明けてから、かなり活動が活発になってきています。

国でも、今ワクチンパスポート等といった事業を行っていますが、様々な事情でワクチンが打てない方もいらっしゃいます。そのような方が不利益を受けないようにすることが必要ですが、PCR検査はご存知のように非常に金額が高いので、気軽に検査できるものでもない状況がありました。今回、このような仕組みを市として独自に用意することによって、一つのセーフティーネットとして、そしてつくばは科学の街ですから、社会経済活動の科学的な支援として整えていきたいという思いで行いました。

記者C

検査費用にかかる自己負担額は0円にはできなかったのか伺います。

市長

もちろん、自己負担額を無料にしてとにかく検査をするという発想もあると思いますが、今回は例えばちょっと不安に感じた方が、すぐに検査できる体制を整えることが必要だと思っています。そういう意味で、自己負担額を無料にする必要性というのはないだろうと思っています。

記者C

抗原検査ではなく、あえてPCR検査にした理由と、プール検査法をとるということですが、大体、1回当たり検体はどのぐらい検査できるのか伺います。

市長

鈴木教授が同席していただいていますので、技術的な部分は鈴木教授からお答えいただきます。

筑波大学・鈴木教授

1回の検査の検体数は、国で5検体と定められており、それに対して精度管理を提出することを義務づけられています。これは国からの通知等でもあります。

実際にプール検査法は、茨城県の医療従事者の一斉検査でも使われている手法で、同センターで実施していますので、精度はすべて保たれています。

抗原検査に関しては、実際、無症候者には推奨されていないですし、偽陽性の問題もあるかと思えます。濃厚接触者等、一定期間の環境で行う場合には否定するほどではないのですが、こういった取り組みにおいては、おそらくPCR検査の方が適切であると考えています。

記者C

5検体ということは、手動というか検査をすべて手でおこなう形になるのか伺います。

筑波大学・鈴木教授

基本的には検査はすべて全自動です。検査センターに運ぶ工程までは手動ですが、そこからは自動検査になっています。

記者D

今日付けで顧問に就任されたということですが、今後、具体的にどんなことをされるのかということと、PCR検査の結果をどのように生かすのか伺います。

市長

着任は10月1日付です。鈴木教授には、これまでもすでに、例えば市の宿泊施設であるゆかりの森での療養者受け入れの際や、つくば市も応援に入っていました。現在も県が運営している宿泊療養施設での支援、あるいは自宅療養者への物資支援等のコロナ対策において、多方面からご助言をいただけてきましたので、私としては、正式に顧問になっていただいた方が、より様々な事が進みやすいと考えています。

今後、第6波に対して基礎自治体としてどのような備えをしていくかということ、あるいは、この第6波というのはコロナウイルスだけではなく、そこにまたインフルエンザの要素や他の要素が入ってくる可能性があります。そういった意味でも、今後、感染症ということが大きな社会課題となっている中で、本来、感染症については県が担当することが前提となっていますが、その中でも市ができることを科学的にアプローチしていく方法について、ご助言をいただきたいと考えています。

記者D

PCR検査が第6波の備えということですが、例えば鈴木先生のアドバイスを受けて、市独自に警報を出すとか、何かそういった具体的な対策はあるか伺います。

市長

すでに保健所等との調整をしていますので、陽性が確認されましたら、保健所に連絡をして、医療機関の協力を得てメディカルチェックもするといった、早め早めの対応をすることで、第6波への対応ができると考えています。

繰り返しになりますが、あくまでも感染拡大市町村の指定等は、感染症全体を管轄している県で行っていますので、それに対して市で勝手にアラートを出す等は、現在のところ考えてはいません。陽性になれば、保健所を通じて県に情報共有をされますので、よりの確な形で県が感染状況を判断する材料に当然なると思っておりますし、今後もその部分については、県と細かく連携を取りながら進めていきたいと考えています。

■センタービルの事業に対する市への支払いの差止めを求める訴訟について

記者 A

10月7日明後日、水戸地裁において、市民の方が原告となつてつくば市が進めている、センタービルの事業に対する市への支払いの差止めを求める訴訟の、第1回口頭弁論があります。

市長にお伺いしたいのは、当日の答弁書で言われることでしょうか、この訴えに対して、棄却を求めるのかどうかということと、これは住民監査からずっと始まっていることですが、この案件についてどう思われているのか伺います。

市長

市としては、これまでも議会での様々な議論や市民からのご意見等を踏まえて事業を進めてきたと思っており、当然適切と考えていますが、詳細については裁判前ですので、お答えは差し控えさせていただきます。

終了